

快適環境だより

★★第142号★★

発行 高山市快適環境づくり市民会議事務局

令和2年6月1日 高山市 環境政策部 生活環境課 電話:0577-35-3138 FAX:0577-35-3169

毎日の暮らしから地球にやさしく

6月は環境月間です

環境月間とは、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の開催を記念して定められたもので、日本では1993年に制定された環境基本法を受けて、6月5日を「環境の日」と決めました。この法律は、環境への負荷の少ない経済活動によって持続的に発展できる社会をつくることを基本理念の一つとしています。私たちの毎日の暮らしの中から、地球にやさしいことを一人ひとりが考え、行動できることからはじめてみませんか。

今回は、「食品ロス削減」・「プラスチックごみ削減」・「不法投棄防止」の3つのことについて特集します。

食品ロス削減について

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられている食べ物のことを言います。

日本国内における年間の食品廃棄量は約2,550万トン。(平成29年推計)

このうち、売れ残りや期限を越えた食品、食べ残しなどのいわゆる「食品ロス」は約612万トンとされています。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量(約390万トン)の約1.6倍の量です。

別の言い方をすれば、この量は、日本人一人1日当たり約132グラム、つまりお茶碗一杯分を捨てていることと同じ量となります。

そこで、次の3つの身近なことから食品ロス削減に取り組みましょう！

- ① **買い物** 買い物前に冷蔵庫のチェック、空腹で買い物しない。食べ切れる分だけ買いましょう。
- ② **食卓** 食べ切れる分だけ作りましょう。残り物は、別の料理にアレンジして美味しく食べきりましょう。
- ③ **賞味期限** 美味しく食べられる期限であって、過ぎても食べられます。自分の五感で判断しましょう。



食品ロス削減国民運動
ロゴマーク「ろすのん」

プラスチックごみ削減について

プラスチックは、石油を主原料とし、比較的安価でいろいろな形に成型でき、様々な用途に使用できることから、さまざまな場面で使用されています。

しかし、環境中に放出されると、生物により分解されにくいことなど、最近では、海洋プラスチック問題が話題になっており、年間約800万トンが海に流入していると推定されています。

私たちが住む高山市に海はありませんが、ポイ捨てされたプラスチックごみが風などで散乱すると、雨によって水路や川へ流れ込み、太陽光や紫外線、波の力等でもろくなって壊れて小さくなります。

これらのプラスチックごみが5ミリ以下の小さなマイクロプラスチックとなり、魚等が餌と間違えて食べてしまうという問題が起きています。

プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨てや不法投棄を行わないようにするとともに、分別の徹底によって資源化を心がけましょう。また、ごみとなるプラスチック製品の購入を控えましょう。



資料：マイクロプラスチック



プラスチックごみ削減を目的として、レジ袋の有料義務化が7月から始まります。これを機に、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、買い物に行く時には、ぜひマイバッグを持参しましょう。

不法投棄防止について

不法投棄は犯罪です。不法投棄をした場合、「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」もしくはこの両方の罰則が科せられることもあります。

監視活動の強化などによって不法投棄等を発生させない環境づくりを進めます。

不法投棄を発見された場合は情報をお寄せください。

また、違法な不用品回収業者にもご注意ください。環境汚染や不法投棄につながる恐れがあります。

【問合せ先】資源リサイクルセンター ☎35-1244
生活環境課 ☎35-3138



ごみゼロの日、市職員登庁時清掃活動

5月29日、市職員等292名が登庁時、313kgのごみを拾いました。本郷保育園では9人の園児も参加しました。

この「快適環境だより」は入会申込書のデータを基に送付しています。今回の封筒の宛名と実際の宛名(団体名・代表者名・個人名)、送付先が異なる方は、事務局へご連絡ください。